

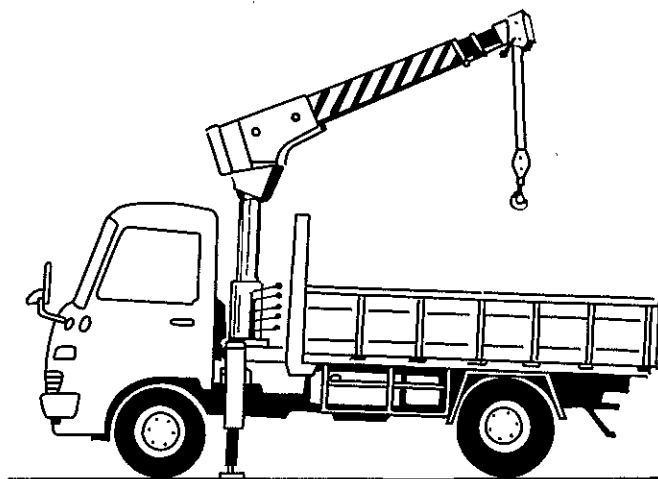
小型移動式クレーン運転技能講習 開催ご案内

労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重1 t以上5 t未満の小型移動式クレーンについては、都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっております。

当支部は北海道労働局長の登録教習機関として標記講習会を別記により実施いたしますので、有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

北海道労働局長登録教習機関 北労安教第267号
建設業労働災害防止協会北海道支部

登録有効期限 2024.3.30



小型移動式クレーン

※移動式クレーンのうち、つり上げ荷重1 t以上5 t未満の小型のものです。（その多くは、普通のトラック又は専用のトラックシャーシーにクレーン装置を据え付けたものです。）

注意

小型移動式クレーン運転技能講習修了者であっても、玉掛技能有資格者でなければ単独で玉掛業務を含む小型移動式クレーンの運転業務に従事できませんので、別途玉掛技能講習を受講し、玉掛技能資格を取得することが必要です。

1. 受講資格

満18才以上の方ならどなたでも受講できます。

2. 開催日時（3日間講習）

令和2年4月21日（火）8：50～（オリエンテーション）9：00～17：00（学科）
 22日（水）9：00～16：00（学科）16：00～17：00（試験）
 23日（木）8：30～16：30（実技）16：30～（実技試験）

3. 講習会場（学科・実技）

公益社団法人 日高地域人材開発センター
 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1 TEL (0146) 22-2394

4. 講習科目及び時間割り

〔学 科〕

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 小型移動式クレーンに関する知識（クレーン） | 6時間 |
| ② 原動機及び電気に関する知識（原動機） | 3時間 |
| ③ 小型移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する方法（力学） | 3時間 |
| ④ 関係法令 | 1時間 |

〔実 技〕

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 小型移動式クレーンの運転 | 6時間 |
| ② 小型移動式クレーンの運転のための合図 | 1時間 |

第一日	科目	クレーン		関係法令
	時間	オリエンテーション8：50 学科9：00～17：00		
第二日	科目	原動機	力学	修了試験
	時間	9：00～16：00		16：00～17：00
第三日	科目	実技練習		修了試験
	時間	8：30～16：30		16：30～

※休憩時間及び昼休み時間を含む。

5. 修了試験

講習会終了後直ちに修了試験を行います。
 修了試験は、所定の時間割をすべて受講しなければ受けることが出来ません。

6. 受講の一部免除

※今回の講習は、全科目受講及び一部免除者を対象として行います。

受 講 免 除 該 当 者	免 除 講 習 科 目
① クレーン運転上免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転上免許を受けた者	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識（力学）
② 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛技能講習を修了した者	小型移動式クレーンの運転のための合図

7. 受講料及びテキスト代

全 科 目	受 講 料	テ キ ス ト	合 計
	38,500円 (内消費税 3,500円)	1,705円 (内消費税 155円)	40,205 円
一 部 免 除	受 講 料	テ キ ス ト	合 計
	36,300円 (内消費税 3,300円)	1,705円 (内消費税 155円)	38,005 円

8. 受講申込に必要なもの

受講希望者は、下記のものが必要になります。

- ① 受講申込書
- ② 証明写真3枚(3.0cm×2.5cm)上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影した正式なもの。
(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可)
- ③ 修了証郵送料（244 円分の切手）
- ④ 受講料及びテキスト代
- ⑤ 講習科目の受講免除がある場合のみ、書面のコピーを添付

9. 申 込 先

〒057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3-1 (日高建設協会内)

TEL (0146) 22-3080 建設業労働災害防止協会北海道支部 浦河分会

10. 技能講習修了証の発行

この技能講習会の所定の科目を受講し、修了試験に合格した者に修了証を交付します。
当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付いたします。

「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」にて郵送いたしますので、送料 244 円分の切手を受講申込時に必ず添付してください。

統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

11. そ の 他

- (1) 定員は 30 名となっておりますので、定員に達し次第締切日以前であっても申込み受けを打ち切りますので、ご了承下さい。
- (2) 講習会当日は、必ず筆記用具を持参して下さい。
- (3) 実技受講時には必ずヘルメットを着装して下さい。
- (4) 原則として遅刻は認められませんので、ご注意願います。
- (5) 昼食は用意しませんので、弁当を持参されるか、外食されるか、各人の自由とします。尚、昼食休憩は 40 分です。
- (6) 受講申込書に添付する証明写真の裏面には必ず氏名を記入して下さい。
- (7) 原則として受講申込みをした後、受講料及びテキスト代はお返しいたしませんのでご了承ください。
- (8) 一部免除を希望する方は、その資格を有することを証する書面のコピーを添付して下さい。なお、その際は原本確認をいたしますので、資格証(原本)を併せてご提示願います。
- (9) 講習科目の一部受講免除を受ける方は、自分が受講しなければならない科目の開始時刻の 30 分前までに会場に会場に到着し、受付をしてください。
- (10) 受講申込者が少数の時は、講習を中止する場合がございますのでご了承ください。
- (11) 申込み期間は令和2年1月20日(月)～4月10日(金) *定員に達し次第受付終了となります。

※受講資格確認	※受講者確認

※は記入しないで下さい。

※受付 第

号

北労安教第267号

小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

ふりがな		性別	生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名		男 女					(満才)
現住所	〒 - 電話 () -						
所 住 所	〒 - 電話 () -						
	事業所名						
属 連 絡 責 任 者	所属部課名						
	電話 () -						
受講区分 (○で囲む)	全科目・一部免除						

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会北海道支部 殿

受講者氏名 _____ (印)

- [注] 1. 一部免除希望者は、その資格を有することを証明する書面(免許証、修了証のコピー等)を必ず添付すること。
 2. 申込書1枚につき修了証郵送料分の切手を添付すること。
 3. 写真は証明用サイズ[3.0cm×2.5cm] 3枚(個人撮影デジタルカメラ不可)を裏面に氏名を記入して添付すること。
 4. ※欄は記入しないこと。
 この受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業においては使用することはいたしません。

※ 試 験 成 績 表						※合否の別	※修了証番号	号
クレーン	原 動 機	力 学	関係法令	計	実 技	合 ・ 否	※ 修了証 交付年月日	令和 年 月 日
※ 記 事 欄								

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する小型移動式クレーン運転技能講習は、北海道労働局(厚生労働省)が支給する標記助成金制度の対象となっています。

制度の概要は下記に示す内容となっておりますので、要件を満たす方で希望される方は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の12.0/1000である中小建設事業主であること
3. 不正及び労働関係法令違反や労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が被保険者であること
5. 受講者から費用を徴収していないこと
6. 受講期間中、受講者に賃金が支払われること

《助成金の種類と金額》

1. 【経費助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
支給対象経費の3/4
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
35歳未満 支給対象経費の7/10
35歳以上 支給対象経費の9/20
- 【生産性向上助成】 支給対象費用の3/20
2. 【賃金助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
一人あたり日額 7,600円〔8,360円〕
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
一人あたり日額 6,650円〔7,315円〕
- 【生産性向上助成】
 - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
一人あたり日額 2,000円
 - ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
一人あたり日額 1,750円

※〔 〕内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

《手続きに関する留意点》

1. 支給申請
講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を管轄都道府県労働局に提出してください。(郵送の場合は提出期間内必着)
2. この制度を利用する場合に必要な書類は各分会に備えてありますので、事務局にお尋ねください。

※ 助成金の提出書類関係、提出期限及び手続きに関しては、北海道労働局職業対策課雇用対策係にお問い合わせ下さい。

(札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階 電話011-738-1043)

上記は「助成金」の申請先です。「受講の申し込み」や「講習に関するお問い合わせ」については、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

なお「助成金支給申請内訳書」の受講証明は、建設業労働災害防止協会北海道支部でおこなっています。

(札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館7階 電話011-261-6187)